

メンタルヘルスカを要する妊産婦をめぐる諸問題

周産期メンタルヘルスカ推進に関するアンケート調査

公益社団法人日本産婦人科医会
幹事長 栗林 靖

本調査は、厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業)「養育支援を必要とする家庭に対する保健医療福祉の連携に関する実践的研究」(子ども虐待防止研究班)の一部として実施されたものである。



“母と子のメンタルヘルスフォーラム”開催のための事前アンケート調査票

《事務処理No.》 《施設名》

妊産婦メンタルヘルスカに関するアンケート調査

以下の問にお答えください。該当する□に✓を記してください。

1. 「子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)」に参加されていますか。
 参加している 参加していない 要対協を知らない

2. 本会発刊の「妊娠等について悩まれているの方のための相談援助事業連携マニュアル」を利用していますか。
 利用している 利用していない マニュアルを知らない

3. 昨今の産科診療においてメンタルヘルスカの重要性が再認識されておりますが、貴施設でのメンタルヘルスカの支援が必要と判断された妊産婦が過去1年間にいましたか。
 いない いた ⇒ [] 人

4. 過去1年間に、上記「3.」の支援が必要であった妊産婦の状況を下記の時期別で教えてください。(複数回答可)

時期区分	支援例数	
1. 妊娠期	自施設で管理 [] 人	他施設で管理 [] 人
2. 分娩・産褥期(入院時)	自施設で管理 [] 人	他施設で管理 [] 人
3. 新生児期	自施設で管理 [] 人	他施設で管理 [] 人

上記支援例のうち、子どもを守る地域ネットワークに繋がった支援例 ⇒ [] 人

5. 支援が必要であった妊産婦を他施設で管理した経験がある場合、その理由をご回答ください。(複数回答可)

- ◎ 貴施設に精神科の医師はいますか (いる いない)
- 自施設の人員が十分でない (時間がない)
- 自施設の設備が十分でない
- 自施設に専門スタッフがいない
- 他施設の方がより良い管理が可能である
- その他 ⇒ ()



要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)

要対協は、平成16年の児童福祉法により法定化され、19年の改正により市町村等に設置が努力義務化された。要対協は、虐待を受けている子供を始めとする要保護児童等(要支援児童や妊婦を含む。)の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が要保護児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくこととしており、平成25年4月1日現在、**98.9%**の市町村で設置されている。

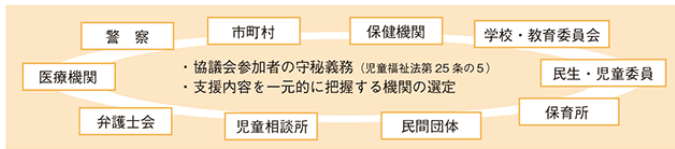
果たすべき機能

要保護児童等(要支援児童や妊婦を含む。)の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- ・関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村(場合によっては都道府県)が、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



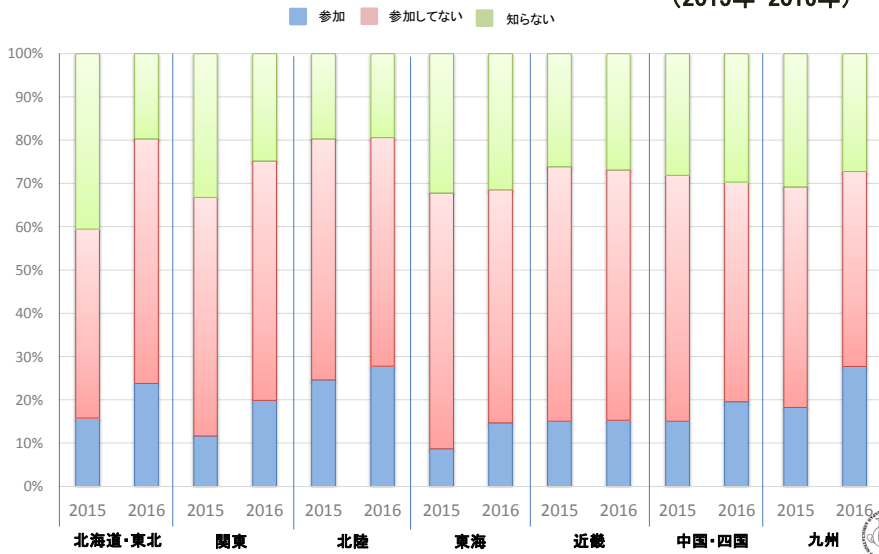
提供：厚生労働省

平成27年版 犯罪被害者白書より

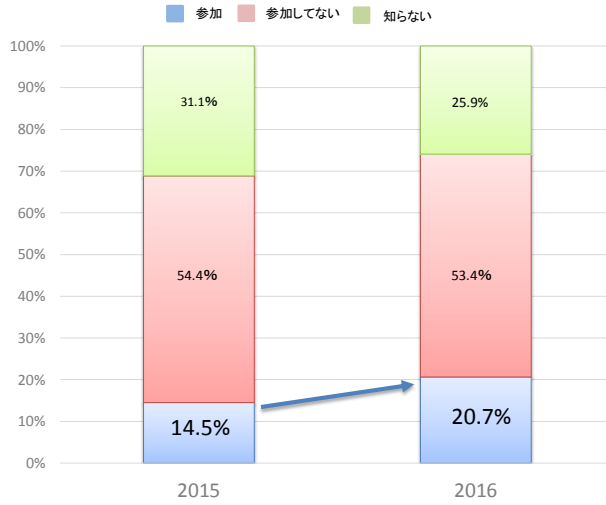


各ブロック別の産科医療機関における地域ネットワークへの参加の有無

(2015年・2016年)



全国の産科医療機関における地域ネットワークへの参加の有無 (2015年・2016年)



妊娠等について悩んでいる方のための 相談援助事業連携マニュアル

—妊産婦のメンタルヘルスケア体制の構築をめざして—

改訂版



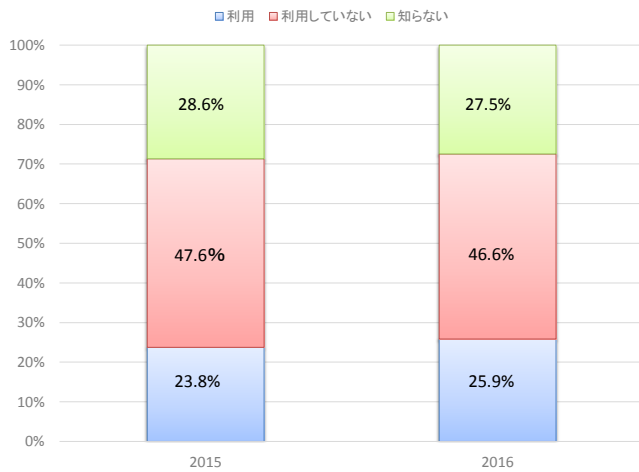
公益社団法人 日本産婦人科医会
平成 26 年 3 月



目次	
“まずはチェックリストを用いてスクリーニングを！”	2
“「特定妊婦」と疑われた場合の対応・対策！”	4
はじめに	7
事業概略図	8
妊婦さんが医療機関を受診される場合の対応	10
妊娠経過各期における対応チェックリスト	11
ハイリスク症例を発見した時の対応	24
妊婦さんが医療機関を受診されない場合	26
「妊娠等について悩まれている方のための相談援助事業」Q & A	28
資料編	
1. 児童虐待に関する通知等	31
2. 妊娠届出書 様式例（母子健康手帳交付時に記載）	95
3. 質問票やチェックリスト	103

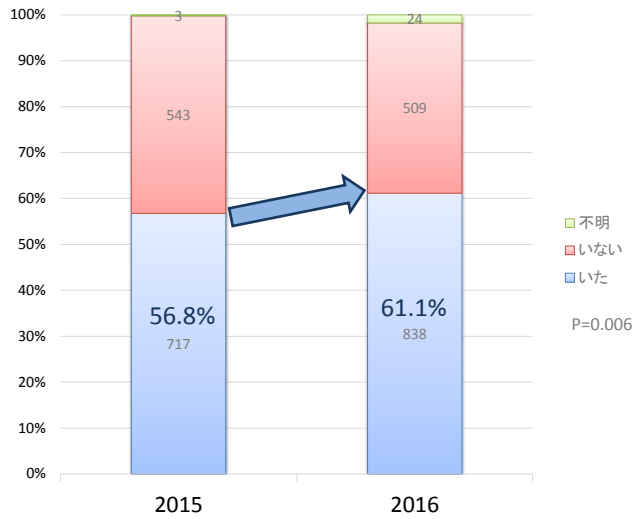


全国の産科医療機関における医会作成マニュアルの利用状況 (2015年・2016年)



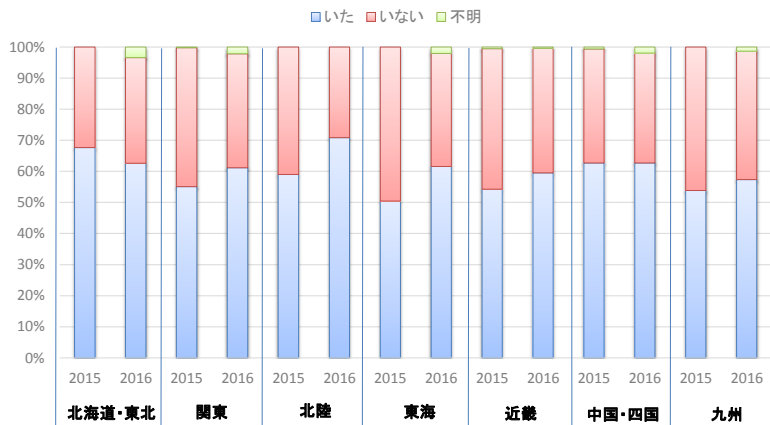
日本全国の産科医療機関における要支援妊婦の有無

(2015年・2016年)

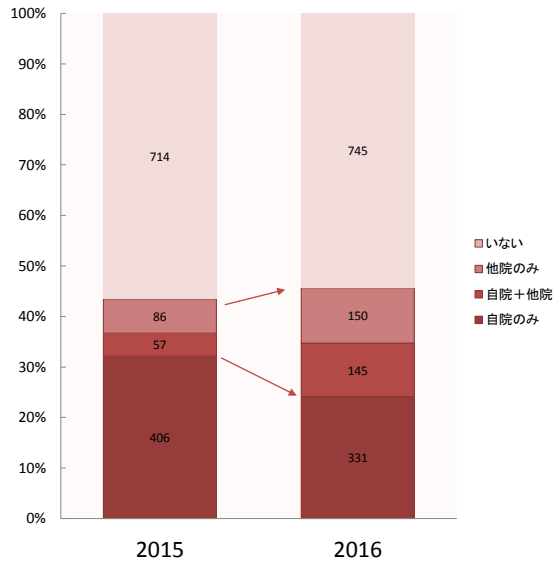


各ブロック別の産科医療機関における要支援妊婦の有無

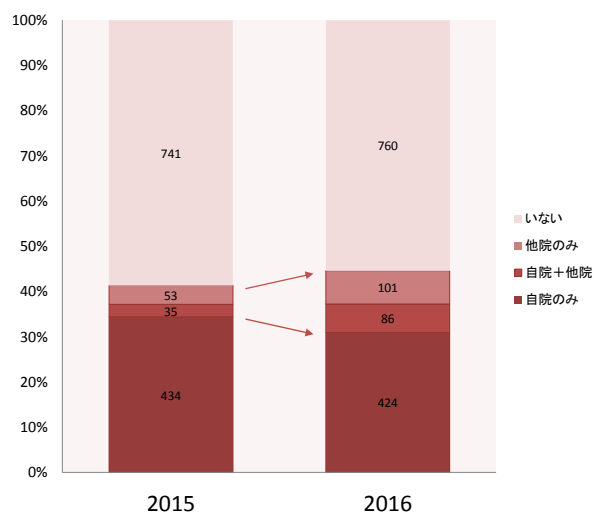
(2015年・2016年)



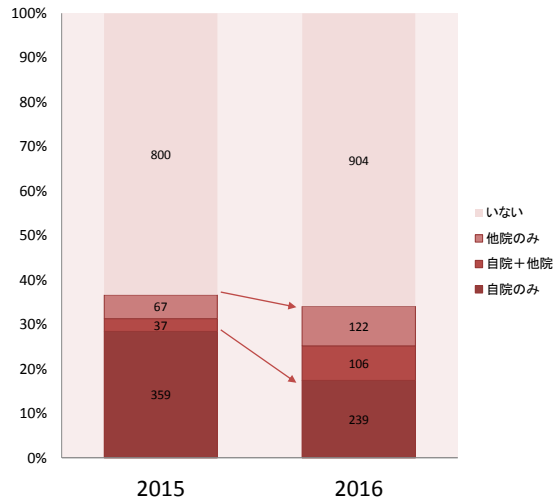
日本全国の産科医療機関における“妊娠期”の要支援妊婦の有無と管理
(2015年・2016年)



日本全国の産科医療機関における“分娩・産褥期”の要支援妊婦の有無と管理
(2015年・2016年)



日本全国の産科医療機関における“新生児期”の要支援妊婦の有無と管理
(2015年・2016年)



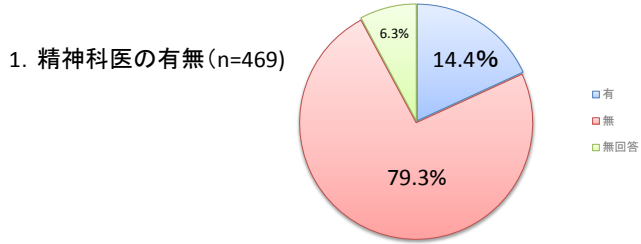
要支援妊婦の有無とその管理実態の年次変化
-2015年と2016年との比較-

	妊娠期	分娩・産褥期	新生児期
要支援妊婦の有無	↗	↗	↘
自院のみで管理	↓	→	↓
他院のみ・他院と連携	↑	↑	↑

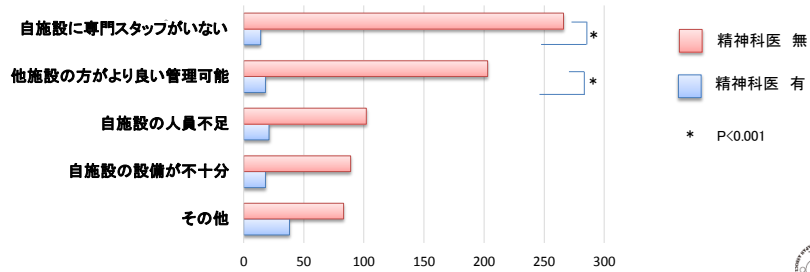
↓ & ↑ P<0.0001



要支援妊婦を他施設で管理した理由



2. 他施設で管理した理由 (n=440)



医会の“母と子のメンタルヘルス”に対する
ACTION & ACTION PLAN



RESULT

1. 産婦人科診療ガイドラインに妊産婦メンタルヘルスを記載して産婦人科医に周知する。また、そのガイドラインを基に、妊婦健診料の増額を要望する。

Result⇒2017年版産婦人科診療 ガイドラインに2つのClinical Questionを掲載予定。

CQ011.妊娠中の精神障害のリスク評価の方法は？ CQ315. 産褥精神障害の取り扱いは？

2. 産科医療機関に、妊婦の心のケアを専門的に担当出来る(心理療法士等)保健師、助産師を養成・配置するために経済的援助を要望する。

Result ⇒英国におけるメンタルヘルスの取り組み方を基に

助産師、看護師⇒GP⇒PWP⇒精神科への紹介経路を確立させるため各職種での養成を行う。
その過程で経済的支援を要望予定。

3. 産後2週と4週の母子カウンセリングの公費による導入を要望する。

Result ⇒2015年医会調査では14.3%(247 /1,730自治体)に産後検診を公費負担にしていた。

各都道府県医会でも産後のメンタルヘルスの公費負担を各自治体に働きかけている。

4. 精神科より妊産婦のメンタルヘルスに関する保険診療と保険点数申請のための要望書を作成する。

Result ⇒2015年11月に厚労省へ要望。2016年の改定で精神疾患合併妊娠の管理の評価がなされた。

